

中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書に対する相模原市長意見

1 総括的事項

中央新幹線(東京都・名古屋市間)(以下「本事業」といいます。)は、東京都港区の品川駅付近を起点とし、愛知県名古屋市の名古屋駅付近を終点とする延長約286kmの路線(以下「計画路線」といいます。)を超電導磁気浮上式で新設する事業です。

このうち、相模原市域(以下「本市域」といいます。)の計画路線は、中央区宮下本町2丁目から緑区牧野地区間の約23kmであり、人口密集地域から神奈川県民の水がめである自然豊かな水源地域を横断するものとなっています。また、本市域には、地下駅、車両基地、変電施設、橋梁、都市トンネル、山岳トンネル及びそれらの非常口が計画される等、本事業は生活環境及び自然環境に多大な影響を与えるものです。

工事の実施に当たっては、周辺環境への影響を最大限軽減する措置を講ずるとともに、供用開始後も継続的に環境の保全に努めてください。

なお、環境影響評価書(以下「評価書」といいます。)の作成に当たっては、以下の事項について十分な検討を行うとともに、的確な対応を図ってください。

- (1) 環境影響評価制度は、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施前に環境影響の評価を行い、その結果を公表して、住民、事業者、行政がそれぞれの意見を出し合い、事業計画をより環境に配慮したものとすることを目的としています。

しかしながら、本事業に関する環境影響評価準備書(以下「準備書」といいます。)については、工事に必要な施工ヤード、供用時の鉄道施設の位置や配置、環境保全措置等の具体的な計画が示されていない部分が多々ある等、意見を提出するために必要な情報が十分には盛り込まれておりません。

環境影響評価制度の趣旨を踏まえ、予測・評価において前提となる鉄道施設の位置、構造、規模等の諸条件について明らかにするとともに、具体的な環境保全措置の内容を示してください。

なお、今後、評価書の公告までに詳細な事業計画が明らかにできなかった場合は、工事着手前の事業計画が明らかになった時点で自主的に環境影響について予測・評価を実施し、影響があると認められる場合には適切な環境保全措置を検討した上で公表してください。

- (2) 列車走行は超電導磁気浮上式、車両機器への電力供給は誘導集電方式の採用をはじめとした新たな技術・システムの導入が計画されています。また、計画路線の多くがトンネル構造となっています。

磁界をはじめとした新たな技術・システムやトンネル区間における災害への対応については、不安を感じる市民もおりますので、新たな技術・システムの安全性やトンネルにおける安全対策等を事業実施前に十分説明を行うとともに、不安の解消に努めてください。

- (3) 地下駅については、延長約1km、最大幅約50m、面積約3.5haとされていますが、準備書ではその設置予定箇所が示されているのみであり、開削工事等に必要となる区域の範囲が示されていません。また、工事中に必要となるプラント類も一部記載はあるものの全ては明らかにされておらず、駅施設についても出入口や換気施設等の設置位置や規模等が明らかにされていません。さらに、開削工事により施工される地

下駅は大規模な地下構造物であり、大量の土砂が発生する予定となっています。

地下駅周辺は、人口の密集地域であり、高度な土地利用が図られている地域です。工事中の粉じん、騒音、工事車両の通行等については、市民生活に多大な影響を与えることとなりますので、環境保全措置を明らかにしてください。

また、準備書では、供用開始後の周辺の生活環境に影響を与えるとこととなる大気、騒音、振動をはじめ評価すべき項目について環境影響評価を実施していませんので、評価書においては適切な評価項目を選定し、その予測・評価の結果を明らかにしてください。なお、選定した項目については、事後調査を実施し、公表してください。

- (4) 車両基地については、延長約2km、最大幅約350m、施設に必要な面積約50haとされています。準備書においては、設置予定箇所は示されているものの、実際に設置する箇所や設置される施設、設備等の配置や諸元、作業内容等が明らかにされていません。

車両基地を設置する地域については、鳥屋地域の集落や鳥屋小学校・中学校が存在するとともに、自然公園や自然環境保全地域が周辺にあります。当該地域は、生活環境、自然環境ともに極めて良好な地域です。このような地域に、工事期間が10年以上、また、非常に広大な面積の施設が設置されることは、周辺及び設置地域における生活環境や串川をはじめとした自然環境へ多大な影響を与えることとなります。

準備書に示された施設の概要が明確ではなく、また、予測・評価の結果も地域住民の不安を解消するまでの情報に不足があるため、事業の実施に当たっては、地元自治会や教育施設等各関連団体へ工事中における影響やその対策について十分な説明を行い、対策については意見を把握した上で進めてください。

供用開始後については、類似施設における各種作業（点検・整備等）を踏まえた騒音、振動の予測・評価も併せて実施してください。また、評価結果について、例えば日照障害の影響のある範囲を図示する等、評価書においてはより具体的で分かりやすい表記に努めてください。

なお、供用開始後の車両基地における汚物処理や塗装等の悪臭を発生する作業の有無を明らかにし、悪臭についての予測・評価も実施してください。

- (5) 変電施設や相模川橋梁が予定されている小倉地区は、これまでも津久井広域道路、圏央道や相模原インターチェンジの建設等が行われている状況にあります。これらの工事が終わる時期と重なるように本事業の開始が計画され、引き続き長期間にわたり地域住民の生活環境に大きな影響を与えることとなります。このような状況を踏まえ、当該地区で計画している以下の施設については地域住民の生活環境に十分配慮して進めてください。

変電施設は、その周辺には多数の住居が存在します。面積約3.2haとされていますが、設置予定箇所が示されているのみであり、その範囲が明らかにされていません。規模、構造等を明確にした上で、評価すべき項目を選定し、予測・評価を実施してください。

相模川橋梁については、日照障害の影響のある範囲として距離が示されているのみであり、周囲の住居に対する影響が具体的に示されていません。橋梁の形状について示すとともに、影響の範囲を図示する等、評価書においてはより具体的で分かりやすい表記に努めてください。また、橋梁の存在による影響や橋梁の形状について、十分な説明に努めてください。

(6) 非常口について設置箇所は示されていますが、非常口から本線までのアクセス路が示されていません。アクセス路については、地下の構造物であり、地下水や水資源をはじめ周辺環境へ影響を及ぼす可能性があります。評価書においては、アクセス路の構造や位置を明らかにした上で、評価すべき項目を選定し、予測・評価を実施してください。

(7) 水環境について、本市域は県民の水がめである水源地域を抱えるとともに、地下水や沢水を生活用水や農業用水に使用している地域や相模川の河岸段丘には貴重な湧水が多くあります。地下構造物による水脈の変化は、準備書に記載されているように予測に不確実性があることから、水枯れや水量の減少の防止措置に万全を期すとともに、工事中だけでなく供用開始後においても十分な事後調査を実施してください。

調査地点の選定に当たっては、専門家の意見だけでなく、地元自治会等の意見を把握した上で選定をしてください。また、水環境は、自然環境、特に生態系にも多大な影響を与えることから、地元で自然環境保全に関する活動をしている団体等の意見をよく把握してください。

(8) 本事業はその多くがトンネルであり、多量の建設発生土が見込まれています。しかしながら、その再利用や処分について方法や量等の計画が示されていません。評価書においては、工事箇所ごとに切土や盛土の計画を明らかにし、県民の水がめである水源地域の保全や市民生活への影響の観点から、具体的かつ詳細な建設発生土の再利用や処分の方法等について明らかにしてください。

なお、建設発生土については、事業実施区域内で、できるだけ再利用を図るとともに、各工事の着手前に、事業実施区域内・外における再利用又は処分について、関係機関と協議の上、具体的な処理計画を策定、公表するとともに、適正な保管と処分をしてください。この場合、「建設発生土置場」へ処分する場合は、準備書で配置箇所や量が明らかになっておりませんので、必要に応じ、当該建設発生土置場の設置や建設発生土の運搬が周辺環境に及ぼす影響について、調査・予測・評価を実施し、その結果を公表するとともに、関係地域の住民へ十分説明を行った上で、適切な環境保全措置を実施するようにしてください。

(9) 本事業は事業規模が大きく、周辺の生活環境、自然環境に多大な影響を与える事業であることが想定されます。しかしながら、環境影響評価の実施に当たっては、事業計画の詳細な内容や具体的な環境保全措置等が明らかにされていない部分があります。準備書では多くの評価項目で「予測の範囲内」又は「改変による影響は少ない」とし、事後調査を実施しないとしています。評価書において、事後調査を実施しない具体的な根拠を明らかにしてください。

また、本事業の規模や工事が長期間にわたること等を踏まえて、今回の環境影響評価における予測・評価との比較を行い、状況に応じたより適切な環境保全措置を検討するために、工事の施工段階に応じた調査及び供用開始後の一定期間における調査を実施してください。

以上が基本的な事項ですが、各評価項目についての個別の意見は以下のとおりです。

2 個別事項

(1) 大気環境

ア 大気質

(ア) 工事中

- a 山岳部のN A T Mトンネル工法においては、排出ガス対策型建設機械を使用してください。
- b 工事車両の走行に伴い大気中に排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、環境基準以内と予測していますが、市民生活への影響を考慮し、現状の大気環境への負荷を最小限とするよう、その差を縮小するための環境保全措置を評価書に記載してください。
- c 工事に用いる建設機械については、準備書の資料編において基礎的なデータが記載されていますが、準備書本編中には予測対象時期が記載されているのみであり、稼働する建設機械の台数や配置等が記載されていません。予測の前提を評価書に記載してください。
- d 工実施区域の近傍には、義務教育施設があります。建設作業に伴う粉じん等が教育施設の授業等教育環境に与える影響について予測・評価を実施し、「学校環境衛生基準」に適合するよう、必要な環境保全措置を評価書に記載してください。
- e 工事に係る設備のうち、環境法令に定める規模・能力以上のものを6月以上の期間設置する場合、当該工事現場を事業所とみなすことになります。事業実施に伴う環境影響を現状の周辺環境の状況に対して極力小さくするよう環境保全措置を講ずることが基本ですが、これに該当する設備についての基準値との比較に当たっては、事業所としての規制基準を用いて予測・評価を実施し、評価書に記載してください。

(イ) 供用開始後

- a 烏屋車両基地にボイラーを設置する計画について、影響評価の基となる排ガス量や窒素酸化物の濃度等は示されていますが、数値の根拠が明らかにされていません。また、排気口の位置も示されていません。諸元等による数値の根拠や排気口の位置を評価書に記載してください。

イ 騒音

(ア) 工事中

- a 工事や工事車両の走行に伴い発生する騒音について、一部の道路における予測・評価では5デシベルの増加となっています。5デシベルの増加はエネルギーとしては約3倍であり、また、工事期間が10年以上と長く、工事や工事車両の寄与が小さいとは言えません。環境基準との適否による評価が行われていますが、現状と工事期間中のレベルを比較し、現状の環境に対する負荷を最小限とするよう、その差を縮小するための環境保全措置を評価書に記載してください。
- b 工事に用いる建設機械については、準備書の資料編において基礎的なデータが記載されていますが、準備書本編中には予測対象時期が記載されているのみであり、稼働する建設機械の台数や配置等が記載されていません。予測の前提を評価書に記載してください。
- c 工事に係る設備のうち、環境法令に定める規模・能力以上のものを6月以上の期間設置する場合、当該工事現場を事業所とみなすことになります。事業実施に伴う環境影響を現状の周辺環境の状況に対して極力小さくするよう環境保全措置を講ずるこ

とが基本ですが、これに該当する設備についての基準値との比較に当たっては、事業所としての規制基準を用いて予測・評価を実施し、評価書に記載してください。

- d 工事实施区域の近傍には、義務教育施設があります。建設作業音が教育施設の授業等教育環境に与える影響について、教育施設の配置等を踏まえた騒音を予測・評価を実施し、「学校環境衛生基準」に適合するよう必要な環境保全措置を評価書に記載してください。

(イ) 供用開始後

- a 列車走行に伴う騒音について、緑区小倉及び緑区青山に設置される橋梁では新幹線騒音に係る環境基準を超過すると予測されています。環境対策として個別家屋対策を採用すると記載されていますが、例えば音源対策や防音対策等の必要な環境保全措置を具体的に評価書に記載してください。
- b 列車走行に伴う騒音について、予測は単独の走行を基に算出していますが、相互通行時に、仮にエネルギーが2倍になれば、約3デシベルの騒音の増加が見込まれます。相互通行時の騒音についても予測・評価を実施し、評価書に記載してください。
- c 列車の走行に伴う騒音について、トンネル坑口に作られる緩衝工や防音防災フードの無い明かり部分は、上部への騒音伝達が考えられます。周辺の地形や上部に位置する住居の状況を考慮して予測・評価を実施してください。なお、環境基準との適否による評価が行われていますが、現状と供用開始後のレベルを比較し、現状の環境に対する負荷を最小限とするよう、その差を縮小するための環境保全措置を評価書に記載してください。
- d 変電施設と車両基地について、その周辺には住居が存在します。配置される施設や作業内容、列車の走行方法を明らかにして、騒音の予測・評価を実施し、評価書に記載してください。なお、稼働に当たっては現状と供用開始後のレベルを比較し、現状の環境に対する負荷を最小限とするよう、その差を縮小するための環境保全措置を評価書に記載してください。
- e 車両基地に隣接し、鳥屋小学校・中学校があります。供用開始後の車両基地における騒音の影響の程度を明らかにし、教室において「学校環境衛生基準」に適合するよう必要な環境保全措置を評価書に記載してください。
- f 橋梁部分について、緩衝工、防音防災フード、防音壁の位置を評価書に記載してください。

ウ 振動

(ア) 工事中

- a 工事や工事車両の走行に伴い発生する振動について、工事期間が10年以上と長く、工事や工事車両の影響が小さいとは言えません。「特定建設作業に係る振動の規制基準」や「振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度」により評価をしていますが、現状と工事期間中のレベルを比較し、現状の環境に対する負荷を最小限とするよう、特に、その差を縮小するための環境保全措置を評価書に記載してください。
- b 工事实施区域の近傍には、義務教育施設があります。建設作業に伴う振動が教育施設の授業等教育環境に与える影響について予測・評価を実施し、必要な環境保全措置を評価書に記載してください。
- c 工事に係る設備のうち、環境法令に定める規模・能力以上のものを6月以上の期間設置する場合、当該工事現場を事業所とみなすこととなります。事業実施に伴う環境

影響を現状の周辺環境の状況に対して極力小さくするよう環境保全措置を講ずることが基本ですが、これに該当する設備についての基準値との比較に当たっては、事業所としての規制基準を用いて予測・評価を実施し、評価書に記載してください。

(イ) 供用開始後

- a 列車走行に伴う振動について、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」により評価をしていますが、現状と供用開始後のレベルを比較し、現状の環境に対する負荷を最小限とするよう、その差を縮小するための環境保全措置を評価書に記載してください。
- b 変電施設と車両基地について、配置される施設や作業内容、列車の走行方法等を明らかにするとともに、振動の予測・評価を実施し、評価書に記載してください。
- c 車両基地に隣接し、鳥屋小学校・中学校があります。供用開始後の車両基地における振動の影響の程度を明らかにし、必要な環境保全措置を評価書に記載してください。

エ 微気圧波

- a 単位としてパスカルを用いることは妥当と考えますが、一般的に騒音や振動の評価指標として用いられるデシベルによる表現を評価書に記載してください。
- b 緩衝工端部中心から80mの距離で、基準となる民家近傍での微気圧波のピーク値20Pa以下と予測していますが、緩衝工からの距離が80m未満の範囲に住居が存在することが想定されます。設定した基準値を満たすための環境保全措置を評価書に記載してください。

オ 低周波音

(ア) 供用開始後

- a 換気施設から発生する低周波音について、環境省が示す物的、心的参照値以下と予測していますが、市民生活への影響を考慮し、さらなる環境配慮に努めてください。
- b 低周波音の問題は、施設の供用開始時から生じたものだけでなく、使用に伴う劣化や老朽化が原因となっているものも多くあります。環境保全措置として、定期的な保守を行うとしていますが、具体的な保守作業について評価書に記載してください。
- c 低周波音の環境影響評価は換気施設についてのみ行われていますが、変電施設やトンネル坑口、明かり部分での発生も懸念されることから、予測・評価を実施し、評価書に記載してください。

(2) 水環境

ア 水質

(ア) 工事中

- a 工事による濁水は濁水処理等の対策により排水するとされていますが、各工事ヤード等から排出が想定される浮遊物質と排水量を予測し、排出先の公共用水域の現在の濃度と比較した影響評価を実施し、評価書に記載してください。
- b 工事によるアルカリ排水は中和処理等の対策により排水するとされていますが、各工事ヤード等から排出が想定される水素イオン濃度と排水量を予測し、排出先の公共用水域の現在の濃度と比較した影響評価を実施し、評価書に記載してください。
- c 工事に係る設備のうち、環境法令に定める規模・能力以上のものを6月以上の期間設置する場合、当該工事現場を事業所とみなすこととなります。事業実施に伴う環境影響を現状の周辺環境の状況に対して極力小さくするよう環境保全措置を講ずることが基本ですが、これに該当する設備についての基準値との比較に当たっては、事業

所としての規制基準を用いて予測・評価を実施し、評価書に記載してください。

- d 山岳部の工事ヤードについて、周辺が斜面である場所では雨水が集中することが予想されます。工事ヤードからの土砂の河川へ影響を極力なくするための環境保全措置を評価書に記載してください。

(イ) 供用開始後

- a 車両基地からの排水により生物化学的酸素要求量が上昇するものの環境基準以内であり、影響は少ないと評価していますが、河川流量によっては、環境基準を超えることも考えられます。また、評価に用いた基準値は「水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準」の10mg/lとしていますが、串川においては、津久井湖への導水路がありますので、その上流域は、水質保全湖沼に流入する河川となります。基準値との比較に当たっては、排水基準を正しく設定して予測・評価を実施し、評価書に記載してください。
- b 車両基地については、高度処理型浄化槽整備区域となっていますので、排水中の全窒素及び全リンの処理について、関係機関と協議してください。
- c 車両基地、変電施設における汚水の排水量と排水方法について、評価書に記載してください。
- d 車両基地は50ha以上の土地が必要とされています。大規模な土地の改変が見込まれるため、降雨時における公共用水域への影響が大きいものと考えられます。車両基地に隣接する串川は浸水想定区域に指定されていますので、台風や豪雨時の雨水対策について、調整池の貯水量やその根拠となる最大雨量等を評価書に記載してください。

イ 地下水

- (ア) 山岳部のトンネル区間は小断層や節理が無数に発達しており、脆弱な部分も多く地下水位への影響が考えられます。地下水位への影響の可能性が想定される破碎帯や土被りの小さい箇所等について、平面的な計画だけでなく、地層との関係を示した断面図を用いる等、その区域や位置を評価書に記載してください。
- (イ) 地下水の水位に係る予測・評価について、地下駅の存在に係るシミュレーションの前提条件を明らかにしてください。また、地下駅の存在のほか、土留壁等の工事による地下水位変動を考慮しトンネルや地下工作物の存在による地下水の浸みだしも推測されるため、これらによる影響について、段丘面、山岳部等の地域ごとに予測・評価を実施し、評価書に記載してください。
- (ウ) トンネルの存在に係る地下水位の予測検討範囲について、概ね計画路線を中心とした1kmの範囲で設定されていますが、山梨実験線における水枯れ等の影響範囲を踏まえた地下水脈の広がりを考慮し、地域での地下水の利用状況を十分に把握した上で、予測・評価を実施し、評価書に記載してください。

ウ 水資源

- (ア) 山岳部のトンネルルート付近には、井戸や沢水(湧水)を水源とする簡易水道や小規模水道が多数存在し、地域住民はこれらを用いて日々の生活を営んでいることから、工事により水源が枯渇した時の対応に時間がかかるとは生活そのものが成り立たなくなる可能性があります。また、沢水の枯渇は自然環境へ影響を与え、生物多様性を損なうことにもつながります。水資源の枯渇に対して、具体的な環境保全措置の内容を評価書に記載してください。なお、地下構造物による水資源への影響の予測は極めて不確実性が高いことから、工事の実施前に、地域住民に対して、水源が枯渇した場

合の対応を含めた十分な説明を行う等の配慮に努めてください。

- (イ) 津久井地区の農業用水については、宮ヶ瀬ダム関連工事の導水路掘削によると考えられる水枯れ等が発生した経過があります。山岳部のトンネル・非常口付近には小規模ながら水田が存在するため、農業水の確保が必要です。工事による水枯れが懸念されますので、環境保全措置について評価書に記載してください。また、当該地区の工事に当たっては、工事実施前の調査や事後調査について十分な配慮を行うとともに、調査計画について評価書に記載してください。
- (ウ) 本市域には醸造や豆腐作りに地下水を利用する事業所があり、その他にも工業用として多くの箇所地下水が利用されています。また、温泉施設が点在しています。これらの利用状況について調査し、事業の実施による影響について予測・評価を実施し、評価書に記載してください。
- (エ) 水資源に係る環境保全措置として、適切な施工管理や応急措置の体制整備、代替水源の確保が挙げられていますが、いずれもその方法が具体的に示されていません。飲用水は生活に欠かせないものであり、給水設備や代替水源の確保の具体的な方法について評価書に記載してください。

(3) 土壌に係る環境その他の環境

ア 地形及び地質

- (ア) 準備書資料編では、地下駅の地下に上総層群が分布しているとされていますが、この地域の上総層群と中津層群の地下での分布は明らかになっていないはずですが。評価書には、上総層群が分布しているとした根拠を評価書に記載してください。
- (イ) 準備書資料編では、ほぼ同様の固結度の上総層群と中津層群の透水係数が大きく異なっています。一方、固結度が大きく異なる中津層群と小仏層群の透水係数が同じになっています。実際の岩石の硬さや固結度を考慮せず、堆積年代だけで透水係数を算出していると考えられますので、地下水の予測・評価を再度検証し、評価書に記載してください。

イ 地盤

(ア) 工事中

- a 山岳部のNATMトンネル工法においては、地山の沈下量を測定する際に計測Aのほか計測Bも併せて実施し、詳細な天端沈下量の観測に努め、許容値を超えた場合には適切な対応に努めてください。
- b シールドトンネルに必要な最小土被りは、一般的にシールド外径の1.0～1.5倍といわれていますが、シールド外径約13mに対して、場所によっては、土被りが約10mと計画されています。小さい土被りで掘進を行う場合は、陥没、逸泥、墳発等の危険性が高まることから、シールド工法を採用する区間について、施工による環境影響の予測・評価を実施し、評価書に記載してください。

ウ その他の環境要素

- (ア) 換気施設、変電施設、車両施設については建築基準法等で定める規制を超える日照障害は発生しないとありますが、これは当然守るべき最低限の基準です。車両基地は、30mの盛土を行い、さらにその上に40mの建築物を建てる計画となっていますので、建築される場所によっては、建築物の最上部が既存の地盤より70m高くなることとなります。また、変電施設においても土地造成に伴い盛土が行われ、20mの高さの施設が設置されることとなります。

鳥屋地区及び小倉地区は、自然に囲まれた環境の中に低層の住宅が集落を形成する形態となっており、計画する施設については、建築物の高さを最小限の高さとするほか、日照障害、電波障害、景観、周辺地域の景観等について十分考慮した配置を計画し、評価書に記載してください。

- (イ) 車両基地の周辺農地について、盛土及び建築物による日照・通風の障害が懸念されますので、影響が最小限となるような環境保全措置を評価書に記載してください。
- (ウ) 相模川橋梁の存在により、周囲に5時間以上の日影が生じる計画となっていますが、これは地域住民の生活環境に多大な影響を与えることとなります。影響が最小限となるような環境保全措置を評価書に記載してください。また、事業の実施に当たっては地域住民の意見を把握した上で進めてください。
- (エ) 把握した埋蔵文化財包蔵地の中から改変の可能性のある区域内に存在する埋蔵文化財包蔵地を選定、評価をしていますが、非選定とした埋蔵文化財包蔵地の中にも図面上は事業実施区域に含まれているものもあります。選定理由及び非選定とした理由を評価書に記載してください。
- (オ) 相模川橋梁周辺の大島地区には、段丘崖から流れ出る湧水や湧水を石組み等で囲い溜め取水場としたヤツボと言われる場所が点在し、「大島中ノ郷のヤツボ」、「大島水場のヤツボ」、「大島古清水上組のヤツボ」が市登録史跡として登録されています。これらのヤツボは相模原の地形や特徴的な水利用のひとつを物語る貴重な文化財で、現在でも水が湧き出ているので、地下構造物による地下水の影響が懸念されますので、予測・評価の対象とし、その結果を評価書に記載してください。
- (カ) 計画路線や鉄道施設の予定区域及び周辺には、国、県及び市で指定・登録した文化財が存在していることから、その保存に影響がないようにしてください。
- (キ) 埋蔵文化財包蔵地について、未発見の埋蔵文化財が包蔵している可能性があります。工事中の不時発見による届出対応では、十分な調査体制・期間の確保が困難になるばかりか、事業工程への影響が見込まれます。その場合に備え、工事区域が確定した段階で市教育委員会と協議し、必要な場合は、分布調査・試掘調査の実施に協力してください。
- (ク) 埋蔵文化財包蔵地は一部改変が想定され、適切な措置を講ずることから、その影響は小さいと予測されていますが、改変箇所における現状保存ができない場合は、保存に影響を及ぼすこととなりますので、大小の問題ではありません。適切な措置とは記録保存のための発掘調査を含めてのものと解されますが、これは現状保存ができない場合の次善の策です。

このため、埋蔵文化財の発掘調査により重要な遺構等が発見された場合については、その保存方法について十分協議してください。

- (ケ) 磁界について、準備書等には説明資料が記載されていますが、専門的なものが多く、一般の方には分かりにくいものとなっています。環境影響評価制度では、一般の方に分かりやすい資料を提示し、理解を深めていただくことが必要ですので、評価書にてより丁寧にわかりやすく記載してください。

以下に説明資料の作成に当たり参考となる提案を例示します。

○磁界の影響について、水平離隔距離による減衰をビジュアル的な図を作成する。

- ・横軸にコイルからの水平距離、縦軸に磁束密度をとり、予測値をグラフ化する。
- ・実測値をプロットするとともに、代表的な周波数（速度）を3つ程度選ぶ。

・ I C N I R P のガイドライン値を直線表示する。

トンネルや高架部を想定した垂直方向についても同様の図を作成する。

- (コ) 評価項目の「地域分断」の目的は、地域の組織上の一体性又は地域住民の日常的な交通経路の分断を予測・評価することです。しかしながら、準備書においては、交通経路の分断のみを予測・評価しています。車両基地は約 50 ha 以上の用地を必要とし、その計画地には、多くの人家や田畑があり、特に影響が見込まれ、多くの住民が集中する谷戸自治会については、地域が長年にわたり育んできた風土やコミュニティのみならず、自治会自体の消滅の危機に直面しています。谷戸自治会以外にも周辺に多数の自治会が存在していますので、地域の一体性や地域社会への影響についても予測・評価を実施し、必要な環境保全措置を評価書に記載してください。また、事業の実施に当たっては地域住民の意見を把握した上で進めてください。
- (サ) 車両基地に隣接する鳥屋小学校・鳥屋中学校は災害時の広域避難場所として指定されています。従って、車両基地において使用することが示されている灯油や軽油等の危険物が広域避難場所に影響を及ぼさないようにするための環境保全措置を評価書に記載してください。
- (シ) 工事期間中は、工事関係車両の増加により周辺道路の交通量が著しく増加することが見込まれています。地域住民の生活圏に重なるとともに周辺には教育施設が近接する場所もあります。住民生活への影響を少なくするとともに、通勤・通学時間帯への配慮をしてください。特に、児童・生徒の登下校時の安全確保の対策については、各小中学校と十分協議を行い、必要な措置を取るようしてください。
- (ス) 工事関係車両が通行する道路は、多くのバス路線が運行しており、特に、車両基地や山岳トンネルが計画されている津久井地域においては、狭あいな道路も多く、大型車両の通行に制約を受けることが想定されます。また、橋本駅については、一日の利用者が 20 万人を超え、多くの利用者がバスや自転車等を利用してアクセスするターミナル駅であり周辺の工事規模も特に大きいものと想定されます。工事期間中におけるバス交通等、地域交通への影響の低減化、安全確保をしてください。
- (セ) 地域分断（交通）については、工事期間中においても地域住民や道路利用者に対し工事に関する情報提供や地域住民意見の把握に努める等、住民生活に支障が出ないようにしてください。特に、工事期間中における道路利用者の安全対策や既存の道路機能を確保するために新たに建設する道路については、安全かつ安心して利用できる道路構造を確保してください。
- (ソ) 工事関係車両の交通流による予測については、既存道路網及び道路計画を基本に実施していますが、今後、圏央道等の高規格幹線道路やアクセス道路等の道路整備の進捗状況により、交通流の変化が想定されます。工事車両のルート等の選定に当たっては、事業実施前に関係機関と協議するとともに、交通流の予測・評価を含めた事後調査を行い、必要に応じて環境保全措置を実施してください。
- (タ) 工事関係車両の運行による環境保全措置については、工事実施に先立ち、交通危険箇所の現地調査を行い、危険が想定される箇所へ交通誘導員を配置してください。また、歩車道が分離されていない既存道路を利用する場合は、歩行者が安全に通行できるスペースの確保に努めてください。さらに、重量の重い工事車両の通行により道路や橋梁が損傷するおそれがあるため、大型車両可能交通量の検討を行い、道路や橋梁の損傷による事故の発生の回避に努めてください。

(4) 動物、植物、生態系

- ア 鳥類及び魚類について、文献調査及び現地調査により確認された種のうち、予測対象種としなかった種を種ごと（鳥類：19種、魚類：2種）に評価書に記載してください。
- イ 相模川左岸の斜面緑地は、平成7年3月に相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区に指定され、現在も良好な自然環境と景観が保たれています。工事の実施に当たっては、良好な自然環境と景観に配慮した施工方法等を採用してください。また、樹木等の伐採は必要最小限にとどめるようにしてください。
- ウ 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第68条の規定による「相模原市鳥屋猟区」を設けていますが、車両基地予定地と猟区が最も接近するところでは、その距離が200m前後と推測されます。当該猟区への影響についても評価書に記載してください。
- エ 緑区の西部地域は、県内において生息個体数が極めて少ない重要種が多く確認される地域ですので、鉄道施設の工事及び供用による影響を受ける可能性が高いと考えられます。特に、別表1に示す重要種について予測・評価を再検討し、その結果を評価書に記載してください。
- オ 工事の実施や関係車両の運行により、ニホンジカやイノシシ等の動物の生息環境に影響が懸念されます。重要種だけでなく、地域を特徴付けるこれらの種も対象とした評価を実施し、評価書に記載してください。
- カ 牧野北部の緑区牧野5816番付近は、カタクリの自生地として県の天然記念物に指定されています。トンネル掘削計画範囲は、自生地より距離がありますが、水環境の変化による生態系への影響に注意してください。
- キ 生息するパッチの縮小・消失という影響を受ける種については、生息環境の縮小・消滅が地域個体群や生物相にどのような影響を与えるか、考慮する必要があります。また、環境保全措置として行うとされる、環境の創出及び個体の移植についても同様に、地域個体群や生物相への影響を考慮する必要があります。
- 別表2に示す重要な種については、周辺環境に比べて極めて特異な環境に依存していますので、それらの環境を十分評価し、環境保全措置を再検討し、その結果を評価書に記載してください。
- また、環境の創出や種の移植は、予測通りとなっているのか、継続的なモニタリングを行ってください。
- ク 「動物の生息環境の創出」及び「重要な種の生育環境の創出」の方策として「ビオトープのようなものを設置」するとしていますが、整備フローが千葉県マニュアルの引用しかなく、具体的な方策が触れられていません。
- 宮ヶ瀬ダム東沢ビオトープを例示した写真が掲載されていますが、このビオトープはフローで挙げられているような維持管理、モニタリング・評価及びそのフィードバックが行われていません。また、当初計画したものと異なる方向で整備され、維持管理も適切とは言い難い事例と認識されています。
- ビオトープとして成功した事例を示し、その整備や維持管理手法について評価書に記載してください。

(5) 景観

- ア 建設される各鉄道施設については、大規模な敷地や構造物となり周辺景観に影響を与えることが予想されます。施設の配置や高さ等を明らかにするとともに、外壁色彩、屋外設備の修景、緑化、周辺からの見え方等その影響について評価書に記載してください。また、本市の景観条例の手續や景観計画に基づく配慮をしてください。
- イ 建設する施設の形状や意匠等については、複数のイメージ図を示し、地域住民等の意見を踏まえながら決定してください。
- ウ 車両基地周辺は、自然公園や自然環境保全地域があり、自然豊かな環境となっています。車両基地については、周辺環境と調和した施設緑化に努めてください。また、緑化施設の維持管理に特段の配慮をしてください。
- エ 変電施設の設置予定地は、人と自然との触れ合いの活動の場である相模川や、良好な眺望点としての小倉橋や相模川八景等が隣接していますので、緑化等に配慮し、自然環境と調和するようにしてください。
- オ 推奨土木遺産に認定されている小倉橋は、美しいアーチ型の橋であり、小倉地区のシンボルとなっています。また、「かながわの景勝50選」、「神奈川の橋100選」に選ばれるとともに、相模川等の自然により良好な眺望景観が形成されていることから、「相模川八景」にも選ばれ、観光及びレクリエーションに寄与しています。新小倉橋の建設に当たっては、これまでの経過を踏まえるとともに、景観を壊さないよう、配慮しながらデザインが決定された経過があります。
- 新たに建設されるリニア中央新幹線の橋梁の形状は、有識者による検討会により既存の景観に調和するようデザイン等に配慮したとありますが、その検討経過について評価書に記載してください。
- また、橋梁のデザインについては、これまでの経過を踏まえた対応をしてください。
- カ 橋梁については、防音壁や防音防災フードで計画されていますが、その外装材の反射等による周辺への影響を配慮してください。
- キ 道志川橋梁については、幹線道路である国道413号沿線から望見できますので、周囲の自然景観に調和するよう配慮してください。
- ク 10数年の工事期間は一時的とは言えません。仮設の工事用道路やコンクリートプラント等を新設することが想定されますので、これらの施設の位置・規模や意匠等についても本市の景観条例や景観計画に基づく配慮をしてください。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

- ア 人と自然との触れ合いの活動の場いわゆるレクリエーション施設の利用状況は、季節や時間帯等により大きく異なることがありますので、評価書には調査日時を記載してください。
- イ 相模川散策路をはじめ多くの遊歩道やハイキングコースがありますので、工事期間中の機能確保については、関係機関と協議し、その機能が確実に確保されるようにしてください。また、工事完了後については、原状を回復するとともに、施設の設置により影響がある場合は、その機能の確保に努めてください。
- ウ 県立相原高校敷地内の樹林は、市街地にあつて景観的にも優れたものであり、市民の憩いの場としても寄与しています。この樹林について、予測・評価を実施し、必要な環境保全措置を評価書に記載してください。

(7) 廃棄物等

ア 建設工事に伴う副産物

- (ア) 建設発生土は、その総量は示されているものの具体的な対応方法が示されていません。再利用先や再利用量及び運搬経路を評価書に記載してください。また、再利用せずに処分する建設発生土についても、その処分先や処分量等を評価書に記載してください。
- (イ) 建設発生土の処分は責任の所在が不明確になる事例が非常に多く、過去には、津久井地域において住民とのトラブルも発生しています。市では「相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を制定して建設発生土等について適切に処分することを義務付けています。この条例の適用除外となる場合であっても、その趣旨を踏まえ、条例適用時と同様に適切に処分してください。
- (ウ) 建設発生土の運搬に当たって、工事車両が運行する道路には、児童、生徒の通学路として利用されているものや狭いものも多いことから、運搬車両台数を極力削減するよう努めてください。

イ 廃棄物等

- (ア) 本事業では相当な量の森林を伐採することが見込まれるため、伐採木の有効利用に努めてください。また、伐採跡地に植栽等を行う場合は、景観や地域に見合った種類を選定する等配慮してください。
- (イ) 建設汚泥やコンクリート塊等の建設廃棄物の量については、一般的な環境保全措置の内容による例示的な説明ではなく、廃棄物の発生箇所ごとに発生量抑制に係る工法や工事内容を具体的に説明した上で環境保全措置の効果を客観的に評価、判断できる内容を評価書に記載してください。
- (ウ) 建設汚泥やコンクリート塊等の再資源化率等の目標を達成するため、処理や処分方法についての一般的な例示による説明ではなく、現在検討している利用方法や利用先の候補等について具体的に示し、再資源化率等の目標達成の根拠を評価書に記載してください。また、工事の実施に当たっては、コンクリート塊、アスファルト塊は建設リサイクル法に基づき適正に処理するとともに、再生コンクリートの活用等できるだけ本工事内の再利用に努めてください。
- (エ) 各施工ヤードに設置される予定の廃棄物の処理施設、仮置場、その他付帯設備の種類、規模、処理方法、処理方式等の事業計画の概要を記載し、当該計画が周辺環境の保全に十分配慮した内容であることを評価書に記載してください。
- (オ) 廃棄物の処理（収集運搬を含む）、処分、再生等の事業の実施に当たっては、本市と事前協議し、環境に十分に配慮した上で、適正に実施してください。

(8) 温室効果ガス

- ア 準備書においては、東京～大阪間での比較としてCO2排出量が航空機の1/3として、環境負荷が小さいとの理由により、列車走行時における温室効果ガスを評価項目として選定していません。しかしながら、リニア方式の列車走行による使用電力は、東海道新幹線と比較して3～4倍とされており、新たな環境負荷が生じます。つきましては、列車走行時における温室効果ガスを評価項目として選定し、東京～名古屋市間における使用電力量及びCO2排出量の予測・評価するとともに、温室効果ガスの排出削減のための環境保全措置を評価書に記載してください。
- イ 本市では、平成24年3月に「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定して

います。同計画においては、事業者が取り組むべき対策を示していますので、例えば工事中の車両の運行については「制限速度の順守」、「アイドリング・ストップの励行」や「過積載の防止」、車両基地への太陽光発電設備といった「再生可能エネルギー利用設備の導入」等、同計画の主旨を踏まえた環境保全措置を追加して評価書に記載してください。

ウ 本事業は工事が長期間にわたることが見込まれます。一方で、環境や省エネに関する技術は著しく進展していますので、可能な限り最新設備・機器等を導入することにより温室効果ガスの排出削減に努めてください。また、地球温暖化対策は喫緊の課題となっています。工事中及び供用開始後の一定期間、温室効果ガス排出量の事後調査を行い、予測値との乖離が著しい場合は、新たな環境保全措置を検討してください。

別表1 予測・評価の再検討が必要な種の一覧

種名	本市意見
ミゾゴイ	<p>本種は県 RDB において繁殖期・絶滅危惧 類に区分され、生息個体数が極めて少ないことが知られています（日本野鳥の会神奈川支部 2013『神奈川の鳥 2006-10』等）。個体数が少ないことの一つには、特有の環境を選好している可能性があります。従って「周辺に同質の生息環境が広く分布する」ことを「生息環境は保全される」という根拠とするならば、周辺でも均等に分布しているはずですが、しかし、生息確認地点はおそらく極めて狭い範囲に限られ、確認個体数もわずかであると推測されますので、準備書の評価について再検討してください。</p>
ヨタカ	<p>本種は県 RDB において繁殖期・絶滅危惧 類に区分されており、生息個体数が減少傾向にあることが知られています（日本野鳥の会神奈川支部 2013『神奈川の鳥 2006-10』等）。本市域では現在、ごく限られた地域でしか確認されていません。準備書においても確認は 1 例とされています。「周辺に同質の生息環境が広く分布する」ことを「生息環境は保全される」という根拠とするならば、周辺地域でも多くの確認例がなければならず、準備書の評価について再検討してください。</p>
ハチクマ	<p>本種は県 RDB において繁殖期・絶滅危惧 類に区分されており、現在の繁殖例が極めて少ないことが知られています（日本野鳥の会神奈川支部 2013『神奈川の鳥 2006-10』等）。繁殖期の確認記録自体が極めて重要であり、また、クロスズメバチ等いわゆるジバチの巣を襲って幼虫を食べるといった特異な習性からも、採餌環境の選択範囲が狭い可能性があります。しかしながら本種の生態についてはいまだ不明の点が多く、「周辺に同質の生息環境が広く分布する」ことを「生息環境は保全される」という根拠とするならば、周辺地域でも多くの確認例がなければならず、準備書の評価について再検討してください。</p>
サシバ	<p>本種は県 RDB において繁殖期・絶滅危惧 類に区分されており、現在の繁殖例が極めて少ないことが知られています（日本野鳥の会神奈川支部 2013『神奈川の鳥 2006-10』等）。営巣確認記録自体が極めて重要であり、谷戸環境を好んで選択する生態からも、営巣への影響については慎重に再検討してください。</p>
アオバズク	<p>本種は県 RDB において繁殖期・絶滅危惧 類に区分されており、生息個体数が減少傾向にあることが知られています（日本野鳥の会神奈川支部 2013『神奈川の鳥 2006-10』等）。本市域では現在、ごく限られた地域でしか確認されていません。「周辺に同質の生息環境が広く分布する」ことを「生息環境は保全される」という根拠とするならば、周辺地域でも多くの確認例がなければならず、準備書の評価について再検討してください。</p>

ブッポウソウ	本種は県 RDB において繁殖期・絶滅危惧 類に区分されており、現在、県内における繁殖地の消失が危惧されています（日本野鳥の会神奈川支部 2013『神奈川の鳥 2006-10』等）。現地調査において生息が確認されたことは極めて重要です。生息・分布状況についてさらに詳細な把握が必要と考えられますので、準備書の評価について再検討してください。
コサメビタキ	本種は県 RDB において繁殖期・絶滅危惧 類に区分されており、現在の繁殖例が極めて少ないことが知られています（日本野鳥の会神奈川支部 2013『神奈川の鳥 2006-10』等）。影響については、改変の可能性ある範囲の近傍がどの程度なのかにもよりますが、「周辺に同質の生息環境が広く分布する」ことを「生息環境は保全される」という根拠とするならば、周辺地域でも多くの確認例がなければならず、準備書の評価について再検討してください。
コムラサキ	本市における確認ではありませんが、本種は県内において分布域が縮小している可能性があります。本種は連続したハビタットの分断等によっても個体群の消滅を招く可能性がありますので、確認地点において直接的な改変が無い場合でも、その影響予測は慎重に行う必要がありますので、再検討してください。
ギフチョウ	本種は県指定天然記念物であり、生息が確認されている旧藤野地区は、トンネル掘削予定ルートとして計画されています。水環境の変化による生態系への影響、幼虫の食草であるカンアオイや成虫の蜜源であるタチスボスミレへの影響について、特に留意する必要があります。また、近年、自然発生地周辺の地域からも生息分布情報があり、改変範囲においても生息の可能性が十分あります。特に車両基地の予定地付近においては影響について詳細に検討してください。
ヤマブキソウ	本種は県 RDB において絶滅危惧 類に区分されています。本市域では限られた地域にしか分布していません。花が目立つことから注目度が高い種です。鳥屋地区諏訪神社裏の法面は本市域最大の分布地と考えられ、改変の可能性のある区域に分布地が隣接していますので、日照条件等を含めて影響について再検討してください。
フクジュソウ	本種は県 RDB において絶滅危惧 類に区分されており、また、鳥屋の分布地は園芸栽培が盛んな本種において、自生の系統が推定される貴重な個体群です（『神奈川県植物誌 2001』等）。従って、車両基地の予定地である鳥屋地区の個体群については「相当離れた地域」ではありませんので、影響についてさらに詳細な検討をしてください。

オキナグサ	本種は県 RDB において絶滅危惧 A 類に区分されており、県内における自然分布は、本市域の 1 ヶ所に限定される可能性があります（『神奈川県植物誌 2001』等）。また、山野草としての人気や園芸品として多量に出回っている現状から、自然分布かどうかの検討を慎重に行う必要があります。従って、本調査において確認された「2 地点 60 個体」が自然分布かどうかの検討を含め、評価について再検討してください。
サツキ	本種は県 RDB において絶滅危惧 B 類に区分されており、本市域の自生地が県内唯一の分布と言えます。またこの自生地は本種の分布東限に当たる等、分類学的に極めて重要です。本調査において確認された地点について、この自生地と同所かどうかを確認し、評価について再検討してください。
イトイヌノヒゲ	本種は県 RDB において絶滅危惧 B 類に区分されており、車両基地予定地での生息が知られております。しかし、現地調査で確認されておりませんので、より詳細な現地調査の必要があります。
フクロウ	工事の実施による影響内容のうち、「本種への影響はないものと予測される」とされていますが、工事が昼間実施されるから騒音によるハビタットの質的变化はないという評価は間違っています。フクロウは日中、一貫して睡眠を取っているわけではなく、さまざまな活動を行っています。また、睡眠を取っていても、鳥類をはじめ野生動物の睡眠は断続的で、音や振動等に対して極めて敏感です。評価について再検討してください。
ニホンツキノワグマ	本種は確認種に含まれていませんが、県 RDB において絶滅危惧 類に区分されており、その確認記録の有無は予測・評価に大きな影響を及ぼします。丹沢山地及び関東山地南部では現地調査期間中にも数多くの目撃例があります。フンやクマ糞等、フィールドサインからの生息確認は比較的容易なはずですが、本種を対象種として選定し、予測・評価する必要があります。
タカチホヘビ及びシロマダラ	両種とも県内では限られた少数の確認記録しかありません。県 RDB 等でカテゴリーに入っていないために重要種の扱いになっていませんが、例えば重要種とされているシマヘビやアオダイショウと比較してもその個体数は相当少ないものと考えられますので、予測・評価の対象種として選定すべきものと考えますが、専門家等の助言を得た上で対象種として扱うべきかどうかを検討してください。
ナガレタゴガエル	本種は、県 RDB において希少種に区分される重要種であり、本種の生息確認の有無は影響評価に大きな影響を及ぼしますが、現地で確認された種に含まれていません。しかしながら、近年、丹沢山地及び関東山地南部の溪流において生息が確認されています。確認可能な時期が繁殖期の一時期と短いものの、溪流中において卵塊による確認は容易ですので、本種が現地確認されなかった理由を明記するとともに、再度現地調査をする必要があります。

別表2 環境保全措置の再検討が必要な種の一覧

種名	本市意見
ニホンキクガシラ コウモリ	本種は過去40年間、県内における確実な生息記録がありません。現地調査における本種の確認は極めて重要な記録です。現地調査における確認地点が「改変の可能性のある範囲の近傍」とされておりますので、本種の生息環境にできるかぎり影響を与えないよう適切な環境保全措置を再検討してください。
ホンドキツネ	本種は本市域内において生息個体数が少ないことが推測され、特に旧市域における生息情報は極めて重要です。また、生息環境の分断は個体群の維持に致命的な影響を与えることとなりますので、適切な環境保全措置を再検討してください。
ノスリ	代替巢の設置が保全措置として例示されていますが、この根拠となる成功事例を示してください。オオタカでの成功例も設置数に対する成功率や、他種への応用の妥当性について懸念しています。より適切な環境保全措置を再検討してください。
アカハライモリほか	代償措置として類似した環境を持つ場所等へ移植するとありますが、こうした多種に及ぶ個体群を移植して存続させることは極めて難しいと考えます。これを成功させるためには個体群の一部の捕獲、増殖、試験放流等長期にわたる実験及びモニタリングが必要になりますので、こうした計画についても合わせて検討してください。
コマツカサススキほか	代償措置として類似した環境を持つ場所等へ移植するとありますが、こうした多種に及ぶ個体群を移植して存続させることは極めて難しいと考えます。これを成功させるためには個体群の一部の採集、増殖、試験移植等長期にわたる実験及びモニタリングが必要になりますので、こうした計画についても合わせて検討する必要があります。なお、近隣地域では宮ヶ瀬ダム及び宮ヶ瀬湖の造成における事例があるものの、その多くが失敗に終わっています。そうした失敗例を検証した上での環境保全措置なのかを記載する必要があります。特にコマツカサススキとミズニラの両種の自生地（鳥屋地区）は車両基地建設による消失が予測されています。これに対する保全措置として代替環境を創出して移植するとしていますが、自生地は周辺地域内において極めて特異な谷戸環境であり、地形や湧水等同等の環境の創出は困難と考えられます。また、県内唯一の自生地である可能性を鑑みると、移植のみに保全措置を依存することは極めて危険ですので、それ以外の環境保全措置についても再検討してください。

ヤマネ	<p>国の天然記念物として指定されているヤマネは、現在、藤野地域で確認されています。餌も営巣場所も天然林に依存し、また木の実や皮、昆虫を主食とするため、広い範囲での大木の分布は重要です。そのため、巣箱の設置や生息区域の調査を行い、文化財保護の啓発活動を行っていますが、トンネル掘削ルートも生息地域として想定されますので、適切な環境保全措置を再検討してください。</p>
-----	--